

国際連結における外貨換算会計の問題点

松本 康一郎

I. 序

わが国も含めて今日の企業会計では、企業の国際化ないし多国籍化に応じて、在外事業単位 (entity)¹⁾ の外貨表示財務諸表 (foreign currency financial statements) を換算することが、連結決算における課題の1つとなっている。また、今日の会計領域の1つである国際会計 (international accounting) 論が、「国際的に営まれる個人又は組織体の経済活動について、会計情報を測定し伝達するさいの諸問題を取扱う会計領域」²⁾ であるとすれば、この外貨換算会計は、まさに国際会計論において論究される問題領域である。

わが国の会計制度では、昭和54年6月における『外貨建取引等会計処理基準』³⁾ の公表によって、外貨換算会計への対応が図られている。外貨建取引 (foreign currency transaction) 等に関する会計基準を設定しようとする『外貨基準』は、上述の課題つまり国際連結における外貨換算会計について、在外支店および在外子会社の作成する外貨表示財務諸表の換算という形で取り扱い、一定の換算方法を提示している。もっとも、『外貨基準』の設定意図が、「包

1) ここで言う在外事業単位 (foreign entity) とは、法的組織として最も国際化の進んだ在外子会社 (subsidiary) だけでなく、各種の組織形態の事業を含む。この用語法は、例えば、米国財務会計基準審議会 (FASB [6] p. 76) や国際会計基準委員会 (IASB [8] par. 32) そして経済協力開発機構 (OECD [20] par. 11) の見解に見られる。なお、この用語の訳出は、日本公認会計士協会 [16] p. 372 に従った。

2) 染谷恭次郎 [24] p. 1。

3) この基準 (以下、『外貨基準』という) は、これ以後、58年12月に注解4-2が追加されただけで現在に至っている。

括的・一般的な会計処理及び開示の基準を指示したもの」⁴⁾ であるとしても、示された具体的基準に対しては、「現実の会計基準（筆者：『外貨基準』）はそれら（筆者：複数の換算方法）を組合わせているため、非常に複雑」⁵⁾ であるといった批判が当初より寄せられている。

本稿の考察対象である国際連結における外貨換算会計については、その基本的な在り方が、既に拙稿⁶⁾において論究された。ここでは、在外事業単位の国際化過程を整理したうえで、外貨換算の基本的諸方法の意味や換算（translation）の意味を検討してきた。そして、以上のアプローチを踏まえて、『外貨基準』におけるいわゆる修正テンポラル法の適用は、種々の批判があるとしても⁷⁾、国際連結における外貨換算会計の目的を基本的に満たすものであると結論づけられた。ただし、この結論について、その具体的検討つまり会計計算ないし会計処理の面からの考察が充分に行われてはいなかった。

本稿では、『外貨基準』が示している国際連結のための外貨換算方法について、その意義および解決すべき問題点をより具体的に検討してみたい。とくに、その際には、在外子会社の作成した外貨表示財務諸表を連結財務諸表へ組み入れるときの換算方法として『外貨基準』が指示するいわゆる修正テンポラル法について、他の換算方法と具体的に比較したうえで、その妥当性を明らかにしたい。さらに、この修正テンポラル法の下で計上される為替換算調整勘定についても、これまでの諸見解の検討を通じて、その意味に言及してみたい。

4) 『外貨基準』の前文二の2。この基準の公表以前は、その時々々の環境の変化に随時対応するために、企業会計審議会によって5つの個別意見が公表されてきただけであった。この点についての詳細は、大迫 勝 [18] および神原 寧 [10] を参照。

5) 中村 忠 [14] p. 157。

6) 松本康一郎 [12]。

7) 例えば、日本公認会計士協会の機関誌『JICPA NEWS』においても、「修正テンポラル法は、従来のテンポラル法と決算日レート法の折衷案に近いものであるため、その理論的根拠に乏しい感がする」といった見解が示されている（小川哲英 [21] p. 15）。

II. 換算の論理 — 問題の所在 —

国際連結に際して行われる外貨表示財務諸表の換算が問われる場合には、複数の視点から、換算の論理が考察されねばならない。拙稿において既に検討してきたのは、次の5つの点である。

第1の視点は、企業が採る国際化戦略の過程である。この点については、その諸類型を段階的に分類整理したうえで、次のことが明らかにされた⁸⁾。すなわち、企業は、海外直接投資 (foreign directive investment, 以下FDIという) を通じて国際化を押し進めるが、FDIによって設立される在外事業単位の経営は、企業集団内の位置づけや本国 (本店ないし親会社) との関係によって、さまざまなレベルのものが考えられるのである。さらに、このことを現時点における日本企業について言えば、あくまでも本国の生産体制を中心にして — たとえ現地工場が設立されたとしても —、国内販売・輸出・現地生産による販売の3つの戦略の適当な組合せを採っていることが指摘された。したがって、日本企業の国際化は、統一的な国際 (世界) 戦略の下で各在外事業単位が独立的に営まれる、文字通りの多国籍企業 (transnational corporations) ないし世界企業 (world-wide/global corporations) のレベルには、いまだ至っていないと言えよう。ただし、設立される在外事業単位の法的組織形態という点から見れば、とくに日本企業が行っているFDIのうち最も大きな割合を占める米国進出については、一般に、支店形態をむしろ避けて、現地法人つまり子会社の設立を採る日本企業が多い⁹⁾。

第2の視点としては、国際連結の意義を明確にすることが挙げられた。法的組織形態として最も進んだ子会社として在外事業単位が設立される場合には、

8) 拙稿 [12] pp. 331 - 333 を参照。

9) もっとも、その理由は、法的要因にある。すなわち、在米支店の場合には、そこで起こるいかなる債務についても日本企業がその責任を負わねばならず、現地法人の設立は、原則として親会社の責任を切断する効果をもたらすのである。詳しくは、西川郁生 [17] pp. 26 - 28 を参照。

当該企業集団についての連結財務諸表の作成に当たって、在外子会社の作成した（外貨表示）財務諸表を、連結決算時の表示通貨尺度へと換算することが必要となる。したがって、このときの外貨換算の論理は、連結財務諸表がいかなる意義ないし目的をもって作成されるのかを明確にすることによって初めて、一定の方向が示される。この点について、とくにわが国の連結決算制度に関して、拙稿では次のことが指摘された¹⁰⁾。すなわち、一方では、連結決算の対象となる企業集団を単一の組織体と見なしながら、他方では、その作成主体を親会社に置いているのである。したがって、この場合の連結財務諸表では、各子会社の財政状態および経営成績を、それらの活動通りに報告する必要は必ずしもなく、むしろ、あくまで親会社からみた企業集団の財務的姿が示されればよいことになる。それゆえ、国際連結時には、各在外子会社の作成した外貨表示財務諸表上の情報内容通りに報告するという方向で、換算を行う必要性は必ずしもないと言えよう。

第3に挙げられた視点は、換算という行為それ自体が再測定（remeasurement）を意味するのか、それとも、何らかの評価（valuation）を意図しているのかという点である。外貨表示財務諸表の換算方法としてこれまでに示されてきた代表的な具体的方法として、拙稿では¹¹⁾、次の4つが挙げられた。

① 流動・非流動法（current-noncurrent method）

： 流動資産・負債項目 …………… CR¹²⁾ を適用

その他の資産・負債項目 …… HR¹³⁾

② 貨幣・非貨幣法（monetary-nonmonetary method）

： 貨幣性資産・負債項目 …… CR

その他の資産・負債項目 …… HR

10) 拙稿 [12] pp. 333 - 335 を参照。

11) 拙稿 [12] pp. 335 - 337 を参照。

12) CR: current rate または closing rate, つまり決算日の為替レートをいう。

13) HR: historical rate, つまり当該項目の取得日ないし発生日のレートをいう。

③ テンポラル法 (temporal method)

- : 貨幣性資産・負債項目および、現在ないし将来
の価額で計上されているその他の資産・負債項目 …… CR¹⁴⁾
その他の資産・負債項目 …………… HR

④ 決算日レート法 (current rate method)

- : 総ての (もしくは資本諸勘定を除く) 財務諸表項目 …… CR

ただし、上記の各方法は総て同次元で並列されるものではないこと、また、これら各方法の妥当性をめぐる諸論議からすれば、今日考えられる選択余地は、基本的に、テンポラル法と決算日レート法の2つに絞られる¹⁵⁾。しかも、これら2つの換算方法が会計行為として有する本来の意味からすれば、次のように捉えられることが指摘された。

テンポラル法 …… 再測定：外貨から報告通貨への測定単位の変更

決算日レート法 …… 評価：換算後の通貨単位における貨幣価値を示す行為

したがって、Lorensenのように、測定単位を転換する過程として換算を定義づけ、かつ、換算を行うことで外貨表示財務諸表項目の属性を変えるものであってはならないとするならば、決算日レート法を適用する余地は基本的にありえないことになる¹⁶⁾。

ところが、この第3の視点から帰着する結論つまりテンポラル法の適用を、

14) ここで示した方法は、テンポラル法の提唱者であった Lorensen [11] に従ったものであり、わが国の『外貨基準』が指示する方法とは若干異なる。詳しくは、本稿において、具体例をもって後述する。

15) 拙稿 [12] pp. 337 - 338 を参照。

16) 拙稿 [12] pp. 340 - 341 を参照。この視点を裏付けるものとして、FASBの基準書第8号 (SFAS No. 8) と第52号 (SFAS No. 52) を見ることができる。前者では、換算の目的が米ドルという単一の測定単位により再測定することにあるとされ、テンポラル法が選択された (FASB [5] par. 6, 11, 12, 13)。ところが、その

本国が行った外貨建取引の換算との違いという点からみれば、一概に受け入れることはできない。これが、第4の視点として挙げられた¹⁷⁾、「本国主義 対 現地国主義」という考え方である。テンポラル法の基本的指向は貨幣・非貨幣法であり、これは本国が行った外貨建取引の換算方法にほかならない。したがって、外貨表示財務諸表をテンポラル法によって換算することは、在外事業単位の経営を本国内の経営の延長上において捉えることになる。この捉え方を本国主義という。しかしながら、外貨表示財務諸表が本来は在外事業単位の行った取引結果であることからすれば、現地国通貨表示による財務諸表の全体的姿を崩さないように各項目を換算しようとする考え方つまり現地国主義が採られる。以上の関係は、次のように示されよう。換言すれば、ここでの視点からすれば、当該在外事業単位が企業集団とくに本国（本店ないし親会社）から見て

テンポラル法 …………… 本国主義

決算日レート法 …… 現地国主義

経営上いかに位置づけられるのかという第1の視点と密接に関連して、外貨表示段階の財務諸表さらには選択される換算方法が異なることになる。

以上のような第4の視点からすれば、当該在外事業単位が本国から独立的に経営されている限り、選択される換算方法は、第3に述べた換算の本来の意味からの結論（テンポラル法）とは相矛盾する結論（決算日レート法）に帰着する。このことを裏付けるものとして挙げられた第5の視点が、換算方法の選択をめぐる今日の国際的動向である¹⁸⁾。すなわち、米国（FASB [6]）、英国（会

後の第52号では、再測定ではなく、むしろ「企業のキャッシュ・フローおよび持分に対する為替レートの変動の結果生ずると思われる経済的效果と矛盾しない情報の提供」（FASB [6] par. 4-a）が換算の目的の1つとして挙げられ、その結果、決算日レート法が基本的換算方法として選択されたのである（FASB [6] par. 12）。

17) 拙稿 [12] pp. 342 - 343 を参照。

18) 拙稿 [12] pp. 337 - 340 を参照。

計実務基準書第20号：ICAEW [9]) および IASC (IASC [8]) では、テンポラル法と決算日レート法の2つの換算方法を、一定の規準の下で使い分けていた。そのときの規準とは、具体的な表現こそ違え、いずれも、当該在外事業単位がその経営上において本国に従属的である（場合にはテンポラル法の適用）か否かというものであった。それゆえ、実質的にはいずれも、決算日レートを原則的方法と定めていると言える。さらに、最近では、これと同様の会計基準が OECD の見解にも見られる¹⁹⁾。

以上において、外貨表示財務諸表の換算の在り方を考える際に必須の5つの視点を、拙稿において既に述べたものをまとめる形で示してきた。これらが意味するところは、外貨表示財務諸表の換算を問うに当たって、一定の方向を示唆すると同時に問題の所在を明らかにするという点で、きわめて重大である。

まず、示唆という点で言えば、次のことに留意すべきであろう。すなわち、国際連結において在外子会社の外貨表示財務諸表を換算するに当たっての具体的方法は、今日ではテンポラル法か決算日レート法のいずれかに絞られるわけであるが、その選択は、第3の視点として挙げた換算という会計行為の本来の意味（の定義づけ）からのみ決定されてよいものではないということである。換言すれば、上記の5つの視点いずれから見ても整合性を有する場合にのみ、外貨表示財務諸表の換算の論理が定まるのである。それゆえ、例えば、本国が日本である場合に、当該在外事業単位（子会社）の経営が本国（親会社）に従属的であるとすれば、そのときの換算方法の選択は、基本的に、一定の決定方向へ導かれると言えよう。

第1の視点については、上記の仮定に示した通りであるが、このことは、第

19) OECD [20] par. 18 - 26, par. 32 - 41 を参照。ここでは、在外事業単位を、本国会社（国際連結の報告企業）との財務的・経営的関わりにおいて、完全自立的事業（self-contained operation）と一体的事業（integrated operation）とに分けている。この OECD [20] は、OECD の国際投資・多国籍企業委員会の下に、会計基準の国際的調和化を目指して設けられた「会計基準に関する作業部会」（Working Group on Accounting Standards）による報告書の第1号である。

5の視点とより直接的に結びついている。つまり、外貨換算基準に関する今日ないし最近の国際的動向によれば、当該在外事業単位がその経営上本国に従属的である場合には、テンポラル法が適用される。このときの第5の視点からの結論は、他の3つの視点から見ても、整合性を有する。すなわち、第2の視点である国際連結の意義ないし目的からすれば、わが国の連結決算制度では親会社概念が採られているのであるから、このことは、第4の視点の中で挙げられた本国主義と整合するがゆえに、テンポラル法の適用が選択される。そして、最後に、第3の視点である換算の本来的な会計的意味に関する支配的見解——再測定としての換算——からも、同様の結論（テンポラル法の適用）が導出されるのである。

以上のごとく、当該在外事業単位の経営が本国に従属的である限り、わが国のように親会社概念に基づく連結決算制度が採られている場合には、決算日レート法かテンポラル法かの選択に際して、上記5つの視点いずれからみても、決算日レート法を適用する余地はないと考えられる。もっとも、こうした前提のケースでも、テンポラル法の適用が全く何ら問題点がないわけではない。外貨表示財務諸表の換算にテンポラル法を適用するときの重要な内在的問題点としては、次の2点が指摘されよう。第1に、上記のケースは、とくに第4の視点から本国主義と整合するとしても、外貨表示財務諸表の換算結果と、それを本国が行った外貨建取引と見なしたときの換算結果とが、同一であるというのは、何ら問題にすべき点がないと言えるのであろうか。換言すれば、外貨表示財務諸表の換算にテンポラル法を適用するに当たって、外貨建取引の換算との質的差異を顧慮する必要性の存在が、第1の問題点として挙げられよう。第2の問題点としては、テンポラル法（および貨幣・非貨幣法）を適用したときに生じうるといふ「換算のパラドクス」²⁰⁾を、いかにして回避するかと

20) ここで言う換算のパラドクスとは、「テンポラル法による計算上の円（筆者：本国通貨単位による）換算純損益と実際に在外子会社（または在外支店）が外貨で稼得した純損益のそのときの為替相場（筆者：CR）による円換算額とが不一致となる現象」（宮田達郎 [13] p. 77）を意味する。

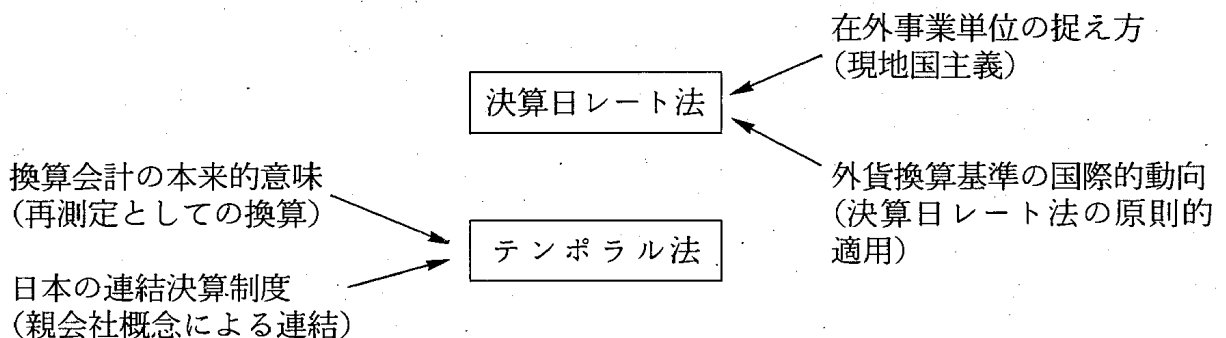
ということがある。この問題点は、先の問題点と密接に関連していると思われるが、ここでは、問題の所在を明確にするため、一応別個の問題点として指摘しておく。

いま指摘した問題点は、当該在外事業単位の経営が本国に従属的であると仮定した場合に、テンポラル法の適用に際して生じる内在的問題点であった。したがって、この仮定を前提に置く限り、テンポラル法の適用それ自体が否定されることはない。換言すれば、換算方法の選択それ自体については、一致した方向へと帰着するのである。ところが、最初の前提を、当該在外事業単位が本国から独立的に経営されている、と仮定する場合には、先に述べた5つの視点からみると、重大な矛盾の生じることが指摘される。

当該在外事業単位が本国から独立的に経営されている限り、第5の視点である今日ないし最近の国際的動向によれば、決算日レート法の適用が選択される。また、第4の視点からは、この仮定は現地国主義と整合するがゆえに、同様の結論（決算日レート法の適用）に帰着する。ところが、第2の視点については、本国が日本である場合には、親会社概念に基づく連結決算が行われることになり、このことは、第4の視点では本国主義と整合しうるものである。さらに、第3の視点、つまり換算が会計上有する本来の意味からすれば、先にも述べたように、決算日レート法を適用する余地はない。

したがって、当該在外事業単位の経営が本国から独立的である場合には、決算日レート法かテンポラル法かという換算方法の選択それ自体の段階で、次の図が示すように、矛盾の存在という重大な問題点が生じるのである。

〈当該在外事業単位の経営が独立的である場合〉



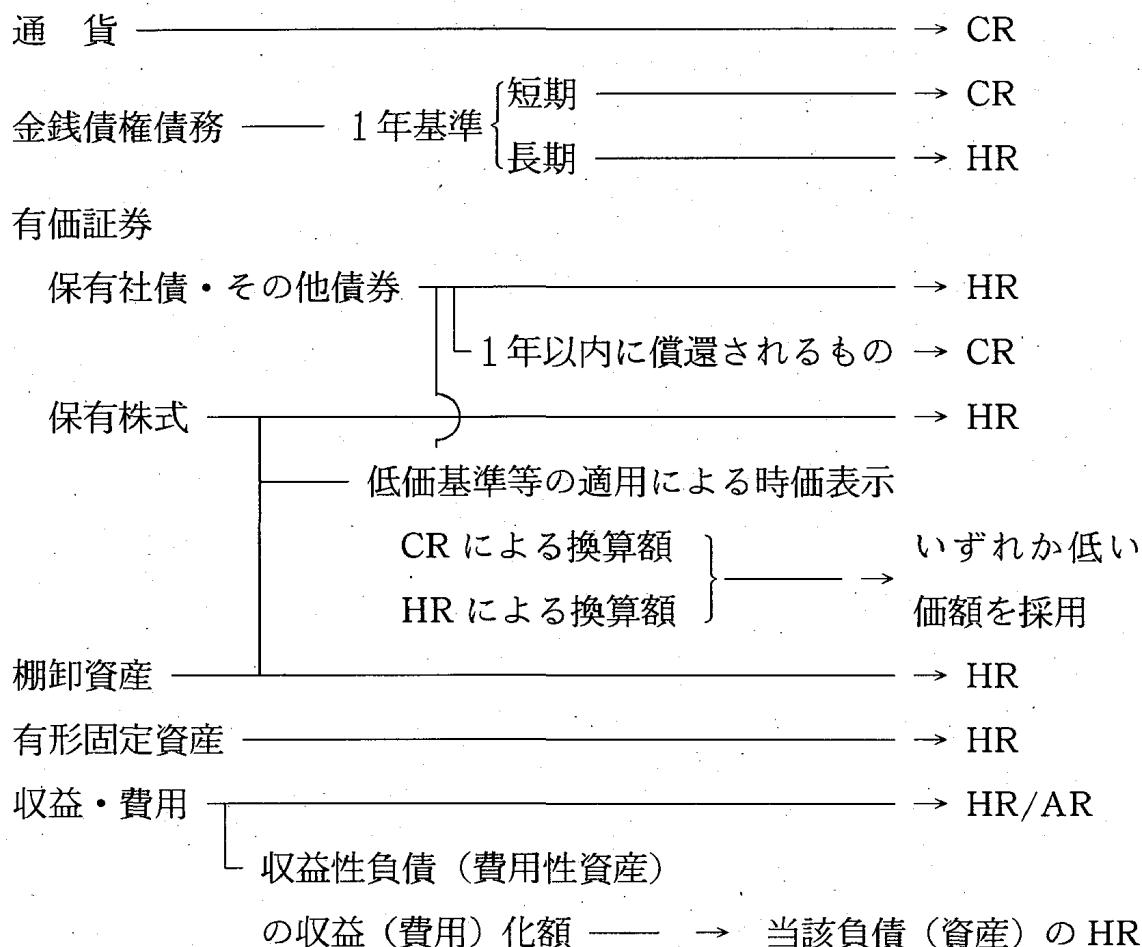
以上において、本節では次のことが明らかにされた。第1に、外貨表示財務諸表の換算方法の選択を考える際には、換算の本来の意味からのみ検討するだけでは不十分であり、上記の5つの視点から総合的に検討されねばならず、また、各視点からの結論が整合性を有する場合にのみ、換算の論理が定まるのである。したがって、第2に、当該在外事業単位が本国に従属的である限り、テンポラル法の適用という整合性を有した結論が得られるが、ただし、テンポラル法の適用それ自体における内在的問題点の解決を図る必要がある。さらに、第3として、当該在外事業単位が本国から独立的である場合には、決算日レート法かテンポラル法かという選択段階でもはや矛盾を呈することになる。それゆえ、この場合には、換算方法それ自体について新たな方策が必要となるのである。これらの問題点に対して、『外貨基準』は、いかなる態度をとっているのだろうか。

Ⅲ. 換算方法の選択 — 修正テンポラル法の妥当性 —

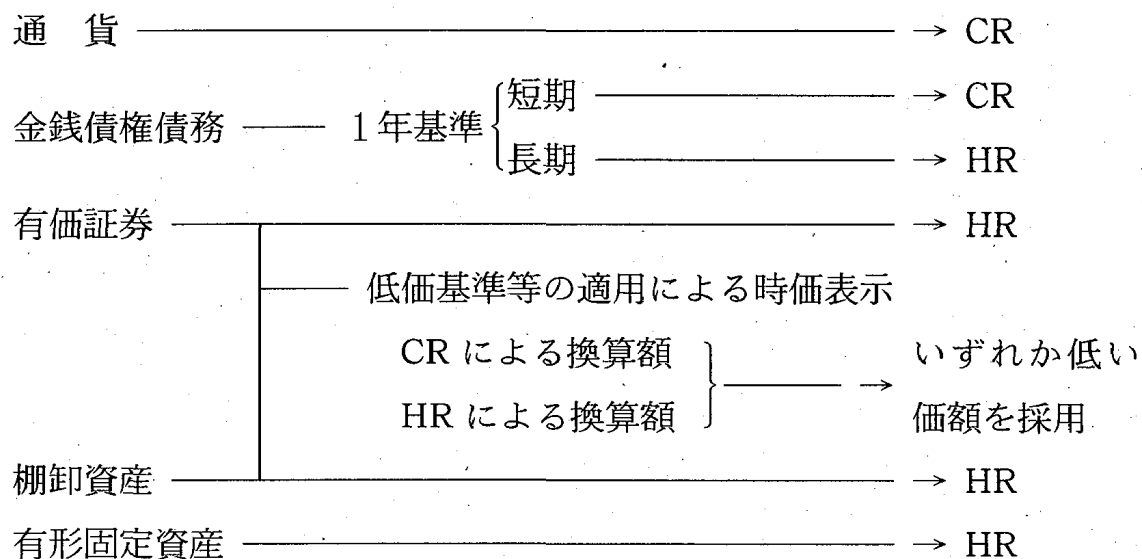
『外貨基準』は、外貨表示財務諸表の換算について、当該在外事業単位を在外支店と在外子会社の場合の2つに分けて、次のような異なる換算方法を規定している²¹⁾。

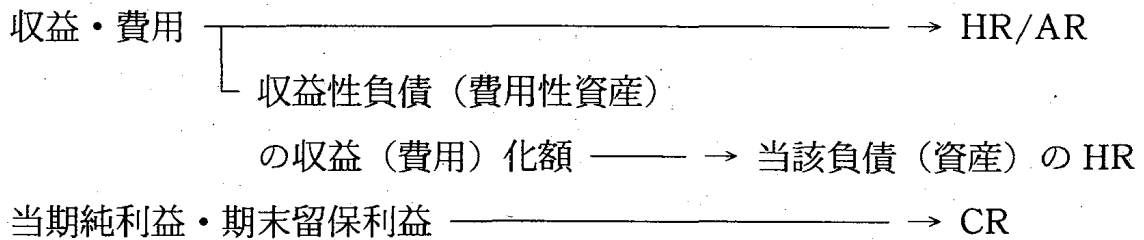
21) 『外貨基準』の二および三。ここに示した概観図は、吉田 寛 [26] pp. 10 - 11 を参考にしたが、必ずしも同一ではない。なお、有価証券ないし棚卸資産への低価基準の適用に関して、『外貨基準』は、在外支店については、(外貨表示の時価×CR) と (外貨表示の取得原価×HR) のうちいずれか低い価額を付するものと規定している(『外貨基準』の「注解」注6および8)。ところが、在外子会社については、低価基準の適用に関して何ら規定していない。もっとも、日本公認会計士協会 [15] によれば、『外貨基準』が「…在外子会社等に関しては低価基準の適用方法を規定しなかったのは、…低価基準を支店の場合と同様に適用することを妨げる趣旨と解すべきではないであろう」([15] p. 161) と言う。ここでの概観図は、この見解に従ったものとなっている。

〈在外支店の財務諸表項目の換算〉



〈在外子会社の財務諸表項目の換算〉





在外支店の場合には、前節で示したテンポラル法に流動・非流動法を加味した考え方を基本的換算方法としている。それゆえ、(純粹な)テンポラル法のように、貨幣性資産・負債項目が総てCRで換算されるのではなく、それらのうち短期の項目だけがCRで換算されるのである²²⁾。他方、在外子会社の場合には、テンポラル法に流動・非流動法を加味するだけでなく、さらに、当期純利益および期末留保利益をCRで換算することを規定している²³⁾。これが、いわゆる修正テンポラル法である。いずれにせよ、『外貨基準』では、テンポラル法が外貨表示財務諸表の基本的換算方法であると言える。ただし、例外的適用として、決算日レート法の選択を許容している²⁴⁾。この決算日レート法とは、資本勘定を除く総ての財務諸表項目をCRで換算するいわば部分決算日レート法であり、文字通り総ての財務諸表項目をCRで換算する完全決算日レート法とは区別される²⁵⁾。以上が『外貨基準』の定める換算方法である。これらの換算方法のもつ意義ないし違いを明らかにすべく、次のような1つの設例に基づいて一覧比較してみたい²⁶⁾。

22) したがって、以下においては、『外貨基準』における在外支店についての換算規定を「テンポラル法(基準)」と呼ぶことで、前節で述べた(純粹な)「テンポラル法」と区別することにする。なお、流動・非流動法を加味することは、テンポラル法が有する換算の本来の意味——外貨表示項目の属性を変えない——をより良く貫くという点で、その意義が認められる。この点については、吉田寛[26] pp. 1-12を参照。

23) 『外貨基準』の三の6。

24) 『外貨基準』の「注解」注7および9。そこでは、在外支店(子会社等)の「…長期金銭債権債務及び非貨幣性項目の額に重要性がない場合」に、決算日レート法の適用が許容されている。

25) これら2つの決算日レート法の呼び方については、宮田達郎[13] p. 123を参照。

[設 例]

(1) 親会社(P社)は、1986年度の期中に在米企業S社(資本金\$3,000および留保利益\$300)の株式100%を¥480,000で取得し子会社とした(小切手にて支払)。

(2) S社の1987年度期首の貸借対照表

期首貸借対照表		(単位：\$)	
短期貨幣資産	2,000	短期貨幣負債	17,000
棚卸資産	4,000	長期貨幣負債	3,000
長期貨幣資産	6,500	資本金	3,000
有形固定資産	13,000	留保利益	2,500
	25,500		25,500

(3) S社の1987年度期中取引

- ① 掛 売 上 …… \$ 7,000
- ② 掛 仕 入 …… \$ 3,000
- ③ その他の費用 …… \$ 500 (現金にて支払)
- ④ 配当金の支払 …… \$ 1,000 (現金にて支払)

※ 配当金の授受以外に、内部取引はない。

①から③までの取引は、期中を通じて平均的に生じたものとする。

(4) 決算整理事項

- ① 商品期末棚卸高：
 - 先入先出法による原価 …… \$ 3,000
 - 時 価 …… \$ 2,900 (低価法を適用する)
- ② 減 価 償 却 費 …… \$ 1,100 (当該資産からの直接控除による)

26) ここに示す設例は、橋 晋介 [25] p. 65 によるものを参考にしたが、内容的には異なるものであり、比較一覧表については、筆者独自の工夫によるものである。

(5) 為替レートに関する資料

S社株式の取得時から1987年度期首まで…	\$1 = ¥140 (HR1)
S社からの配当金受取時 ……………	\$1 = ¥145 (HR2)
期中の平均レート ……………	\$1 = ¥150 (AR)
1987年度期末時 ……………	\$1 = ¥160 (CR)

この設例（以下，[設例] という）からは，さまざまな結論ないし問題点を指摘することができるが，本節では，いわゆる修正テンポラル法が前節で述べた問題点ないし矛盾に答えうるものであることを示したい。初めに，前節で指摘した内在的問題点について検討する。つまり，当該在外事業単位が本国に従属的である場合には，選択すべき換算方法はテンポラル法の適用ということによって一致した結論が得られるが，その適用に際して生じうる換算のパラドクスをいかに解決すべきかという問題点が存在するのである。[設例] が示すように，貨幣・非貨幣法，テンポラル法およびテンポラル法（基準）では，各々一定の方法で換算を行った残余として，円貨による当期純損益と期末留保利益が算出される。それゆえ，複数レートを適用することによる為替換算差額が当期純損益に吸収されるわけであり，そのときの当期純損益は，各換算方法において為替エクスポージャー（exposure）つまり為替変動のリスクに晒されている項目ないしその純額を，どの項目に規定するのかによって異なってくる。[設例] では，前3つの換算方法と為替エクスポージャーとの関係は，次の通りである²⁷⁾。

貨幣・非貨幣法 ……………	(短期+長期) 貨幣性純負債：\$ 9,000
テンポラル法 ……………	(短期+長期) 貨幣性純負債－棚卸資産：\$ 6,100
テンポラル法（基準） ……	短期貨幣性純負債：\$ 12,500

27) テンポラル法（基準）では，原則的には，短期貨幣性資産・負債と棚卸資産の純額が為替エクスポージャーとなる。しかし，[設例] では，棚卸資産に関して（外貨表示の時価×CR）：464千円 > （外貨表示の取得原価×HR）：450千円となり，HRの

各方法による外貨表示財務諸表換算の比較

科 目	\$ 表示	¥ 表 示 (単位:千円)											
	財務諸表	貨幣・非貨幣法		テンポラル法		テンポラル法 (基準)		修正テンポラル法		部分決算日レート法		完全決算日レート法	
		換算率	財務諸表	換算率	財務諸表	換算率	財務諸表	換算率	財務諸表	換算率	財務諸表	換算率	財務諸表
[貸借対照表]													
短期貨幣資産	7,500	CR	1,200	CR	1,200	CR	1,200	CR	1,200	CR	1,200	CR	1,200
棚卸資産	2,900	AR	435	CR	464	AR	450	AR	450	CR	464	CR	464
長期貨幣資産	6,500	CR	1,040	CR	1,040	HR 1	910	HR 1	910	CR	1,040	CR	1,040
有形固定資産	11,900	HR 1	1,666	HR 1	1,666	HR 1	1,666	HR 1	1,666	CR	1,904	CR	1,904
為替換算調整勘定									278				
資産合計	28,800		4,341		4,370		4,226		4,504		4,608		4,608
短期貨幣負債	(20,000)	CR	(3,200)	CR	(3,200)	CR	(3,200)	CR	(3,200)	CR	(3,200)	CR	(3,200)
長期貨幣負債	(3,000)	CR	(480)	CR	(480)	HR 1	(420)	HR 1	(420)	CR	(480)	CR	(480)
資本金	(3,000)	HR 1	(420)	HR 1	(420)	HR 1	(420)	HR 1	(420)	HR 1	(420)	CR	(480)
留保利益	(2,800)		(241)		(270)		(186)	CR	(464)	CR	(448)	CR	(448)
為替換算調整勘定											(60)		
負債・資本合計	(28,800)		4,341		4,370		(4,226)		(4,504)		(4,608)		(4,608)
[損益計算書]													
売上高	(7,000)	AR	(1,050)	AR	(1,050)	AR	(1,050)	AR	(1,050)	CR	(1,120)	CR	(1,120)
期首棚卸高	4,000	HR 1	560	HR 1	560	HR 1	560	HR 1	560	CR	640	CR	640
当期仕入高	3,000	AR	450	AR	450	AR	450	AR	450	CR	480	CR	480
期末棚卸高	(3,000)	AR	(450)	AR	(450)	AR	(450)	AR	(450)	CR	(480)	CR	(480)
減価償却費	1,100	HR 1	154	HR 1	154	HR 1	154	HR 1	154	CR	176	CR	176
その他の費用	500	AR	75	AR	75	AR	75	AR	75	CR	80	CR	80
商品評価損	100	AR	15	AR	15		-		-	CR	16	CR	16
為替差損益または 為替換算調整勘定			210		181		280		37				
当期純損益	(1,300)		(36)		(65)		19	CR	(224)		(208)		(208)
[剰余金計算書]													
期首留保利益	(2,500)	HR 1	(350)	HR 1	(350)	HR 1	(350)	HR 1	(350)	HR 1	(350)	CR	(400)
留保利益減少高	1,000	HR 2	145	HR 2	145	HR 2	145	HR 2	145	HR 2	145	CR	160
当期純損益	(1,300)		(36)		(65)		19	CR	(224)		(208)		(208)
為替換算調整勘定									(35)		(35)		
期末留保利益	(2,800)		(241)		(270)		(186)	CR	(464)		(448)		(448)

※ () 内の金額は貸方金額を意味する。

しかも、一般に、企業の財務構造および為替レートの変動と為替換算差額との関係は、次の通りである²⁸⁾。したがって、[設例]では、期首から期末にかけ

- ロング・ポジションの場合 : 邦貨安(外貨高)で、差益が生ずる
邦貨高(外貨安)で、差損が生ずる
ショート・ポジションの場合 : 邦貨安(外貨高)で、差損が生ずる
邦貨高(外貨安)で、差益が生ずる

て邦貨安(外貨高)であるから、テンポラル法(基準)が為替換算差損の最も大きい場合となり、当期純損失となる。すなわち、典型的な換算のパラドクスが生じているのである。テンポラル法において長期貨幣項目をCRで換算することが換算の本来の意味に適合しないがゆえに、テンポラル法(基準)では短期貨幣項目だけに為替エクスポージャーを限定した、いわばテンポラル法の純化を図ったにも拘らず、[設例]のような条件の下では、かえってテンポラル法の有する内在的問題点を露呈するに至った。このことは、根本的には、当期純損益および期末留保利益を換算後の差額として捉えていたことに起因する。それゆえ、この問題点は、たんなる計算差額ではなく、当該在外事業単位の経営成績の最終的結果を示す独立項目として、当期純損益および期末留保利益を捉えることで解決される。修正テンポラル法は、まさに、この解決策に即した換算方法であり、その意味では「修正」テンポラル法と呼ぶに値するであろう²⁹⁾。

次に、前節で指摘したように、当該在外事業単位の経営が本国から独立的で

適用対象となるため、為替エクスポージャーの対象外に置かれる。

28) 柴 健次 [22] p. 15を参照。なお、資産残の状態をロング・ポジションと呼び、負債残の状態をショート・ポジションと呼ぶ。

29) したがって、当期純損益および期末留保利益の属性は期末時の測定値であるから、各々の外貨表示額にはCRが適用される。[設例]では、当期純利益：208千円、期末留保利益：448千円となる筈である。ところが、[設例]において実際に示された

ある場合には、換算方法の選択段階で矛盾をきたすことになり、これの解決には、決算日レート法かテンポラル法かではなく、新たな換算方法が示されねばならない。そのための視点が、前節でこの矛盾について示した図において提示されていると言えよう。すなわち、再測定としての換算、親会社概念による連結、現地国主義および決算日レート法の原則的適用の4点を包含しうる換算方法が導出されねばならないのである。この場合にとくに考慮すべき点は、次の2つであろう。第1に、再測定としての換算、つまり、個々の外貨表示財務諸表項目の属性を変えることなしに換算が行われねばならない。第2に、現地国主義、つまり、在外事業単位が独立的であることを尊重して、外貨表示財務諸表の全体的な姿を変えることなしに換算が行われねばならない。前者については、外貨表示段階における個々の項目の属性に応じて、複数レートを使用する以外に方法はないであろう。問題は、第2点である。すなわち、決算日レート法の本来的趣旨つまり外貨表示財務諸表の全体的姿を、いかにすれば尊重しうるのかが検討されねばならない。この点については、個々の財務諸表項目は複数レートで換算されるとしても、その際に生じる換算差額を差損益として認識せず、かつ在外事業単位の最終的経営結果を示す当期純損益および期末留保利益については、独立した項目として捉えることで、妥協的ではあるが考えられる一応の解決となろう。この解決策を受け入れるならば、『外貨基準』の示す修正テンポラル法は、ここでもまた基本的にはこの解決策に即した換算方法と見ることができよう。この意味からすれば、修正テンポラル法は、換算の本来的意味を考慮した修正決算日レート法と言えなくもないであろう。

のは、当期純利益：224千円、期末留保利益：464千円である。これは、『外貨基準』の「注解」注8が適用されるため評価損が計上されず、その分だけ当期純利益および期末留保利益が外貨表示の段階で増額されることに起因する。その意味からすれば、「注解」注8には疑義が存在する。この点についての詳細は、本稿では紙幅の制約上割愛せざるをえない。

IV. 為替換算差額の意味

前節では、修正テンポラル法が、在外事業単位の外貨表示財務諸表を換算する際に生じる問題点ないし矛盾を解決しうる有用な換算方法であることが、明らかにされた。もっとも、この修正テンポラル法の適用に際しては、重要な問題点が存在する。それは、複数レートを適用した結果とCRで換算した当期純損益および期末留保利益との差額を、いかに扱うのかという点である。このことを検討するには、修正テンポラル法だけでなく、各換算方法における為替換算差額の意味も併せて明らかにする必要がある。

為替換算差額とは、各換算方法における為替エクスポージャーについて生じた為替変動差損益として算定される。[設例]における各換算方法のうち前3つについては、次のように示される³⁰⁾。

① 貨幣：非貨幣法の場合

：貨幣項目について生じた為替変動差損益

	\$	換算率	¥ (千円)
期首正味貨幣負債	11,500	HR 1	1,610
期中変動分：			
掛売上高	7,000	AR	- 1,050
掛仕入高	3,000	AR	450
その他の費用支出	500	AR	75
配当金の支払	1,000	HR 2	145
期末正味貨幣負債	9,000		1,230
同 カレント額	9,000	CR	1,440
為替差損			210

30) 以下の分析に当たっては、新井清光 [2] p. 275 以下を参考にした。

② テンポラル法の場合

：貨幣項目および時価測定による非貨幣項目について生じた為替変動差損益

	\$	換算率	¥ (千円)
期首棚卸資産	4,000	HR 1	560
期中増加分：当期仕入高	3,000	AR	450
期中減少分：期首在高+		4,000 HR 1	- 560
当期仕入高-期末在高	4,100	100 AR	- 15
期末棚卸資産	2,900		435
同 カレント額	2,900	CR	464
為替差益			29
貨幣項目についての為替差損 (①)			210
為替差損			181

③ テンポラル法 (基準) の場合

：短期貨幣項目について生じた為替変動差損益³¹⁾

	\$	換算率	¥ (千円)
期首正味貨幣負債	15,000	HR 1	2,100
期中変動分：			
掛売上高	7,000	AR	- 1,050
掛仕入高	3,000	AR	450
その他の費用支出	500	AR	75
配当金の支払	1,000	HR 2	145
期末正味貨幣負債	12,500		1,720
同 カレント額	12,500	CR	2,000
為替差損			280

31) テンポラル法 (基準) における本来の為替エクスポージャーは、短期貨幣項目だけではない。この点に関しては、本稿の脚注27)を参照。

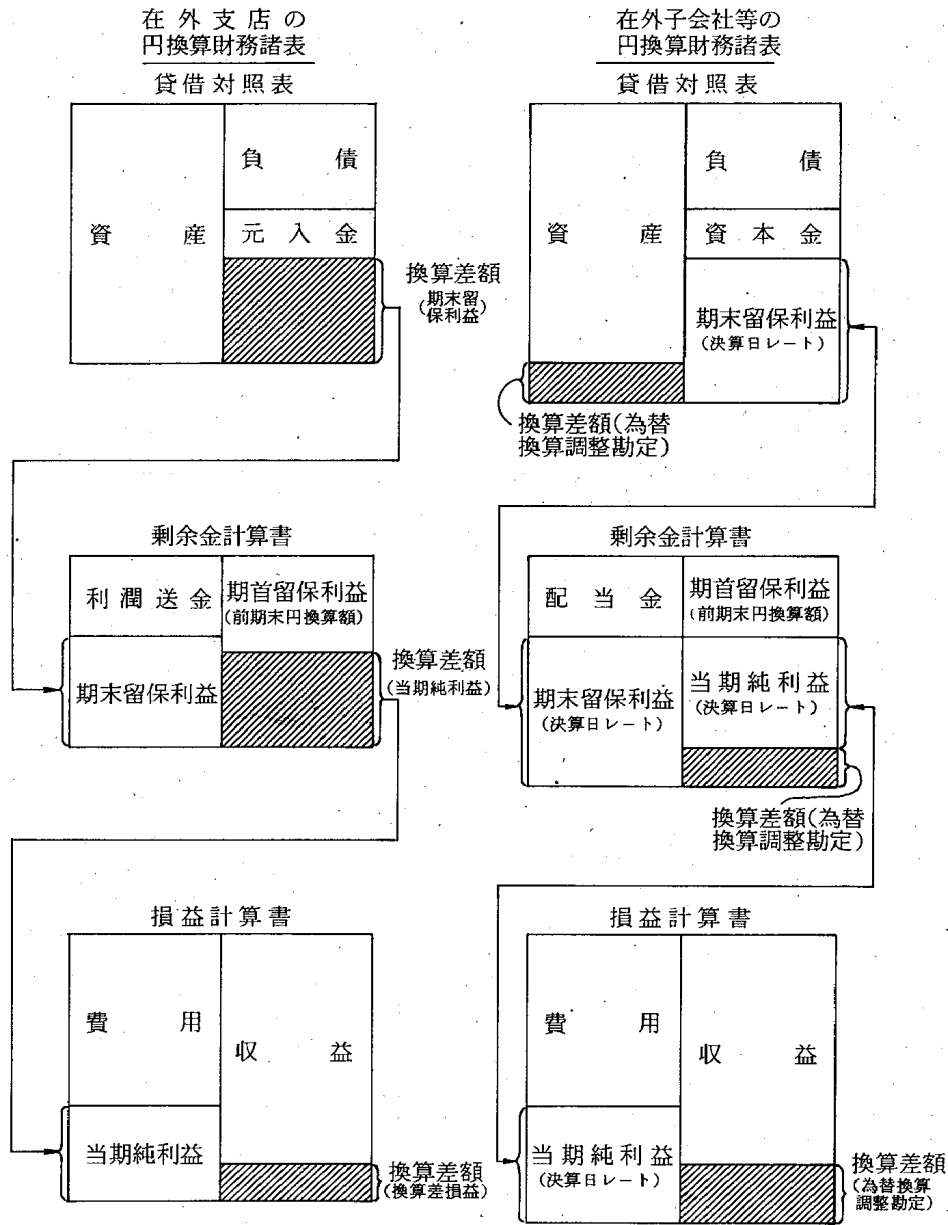
この分析からは、次のことが明らかとなる。すなわち、貨幣・非貨幣法、テンポラル法およびテンポラル法（基準）は、対象とする為替エクスポージャーこそ違え、基本的な考え方はいずれも同じなのである。このことを為替換算差額に関して示したのが上記の分析であるが、これら為替換算差額は、本来は在外事業単位の取引結果でありながら、本国で外貨建取引を行ったときに認識される為替換算差損益と同一なのである。しかも、そこで示される当期純損益は、本来は在外事業単位の行った取引を総て本国が自国通貨で行ったと見なしたときの純損益〔設例〕で言えば246千円³²⁾と、上記の各為替換算差額との通算結果としてのものである³³⁾。

いずれにせよ、前3つの換算方法における為替換算差額（差損益）は、その意味および算出過程において同一であることが明らかとなった。ところが、修正テンポラル法においては、個々の財務諸表項目についてはテンポラル法（基準）のときと同様に換算する一方で、期末留保利益および当期純損益については独立項目としてCRで換算して固定化を図るがゆえに、これら両者間の差額が換算後財務諸表の各々において為替換算差額として現われることになる。このことを端的に表わす次のような概観図が、日本公認会計士協会〔15〕によって示されている³⁴⁾。したがって、この図の左側は、テンポラル法（基準）だけでなく、貨幣・非貨幣法やテンポラル法にも当てはまることである。さらに、修正テンポラル法において各財務諸表上に現われる為替換算差額とテンポラル法（基準）のときの為替換算差額（差損益）とは、密接に関連を有している。すなわち、後者では、為替換算差額を当期の差損益として認識するがために損益計算書に一括計上されたのに対して、前者では、同じ為替換算差額を関連す

32) テンポラル法（基準）の場合には、本稿の脚注29)で述べたように、『外貨基準』の「注解」注8が適用されるため評価損が計上されず、その分だけ当期純利益が増額され261千円となる。なお、これら当期純利益の算出過程については、紙幅の制約上省略する。

33) この捉え方については、新井清光〔2〕p. 274を参照。

34) 日本公認会計士協会〔15〕p. 155より転載。



る財務諸表項目に結びつけて、分散計上されたものと考えられよう³⁵⁾。それゆえ、修正テンポラル法において計上される為替換算差額（ないしその収容先である為替換算調整勘定）は、無意味な金額を示してはいないと言えよう。

35) このことは、[設例]を通じて次のように例証される。すなわち、テンポラル法（基準）における為替差損：280＝修正テンポラル法における、貸借対照表上の為替換算差額（－278）＋損益計算書上の為替換算差額（－37）＋剰余金計算書上の為替換算差額（35），となるのである。

V. 為替換算調整勘定の意味

前節では、修正テンポラル法において計上される為替換算調整勘定上の金額は、テンポラル法（基準）のときの為替換算差損益と密接に関連し、意味のある金額であることが指摘された。けれども、そのことは、この勘定それ自体の意味ないし性格を必ずしも明確にしてはいない。

この点については、『外貨基準』の設定当初より批判のあるところであり、「現在の会計理論上その性格付けが大変困難なもの³⁶⁾」であるといった強い批判すら見られるのである。それゆえ、この勘定は、わが国の連結決算制度における連結調整勘定と相通じる点が認められることから、文字通り財務諸表上における貸借差額を埋めるためのいわゆるプラグ勘定であるといった、この勘定の意味付けを回避したいわば無色透明の見解すら見られる³⁷⁾。

けれども、こうした批判や説明の回避が存在するがゆえに、一方では、この勘定の意味に関する各種の見解が示されてきている。例えば、番場嘉一郎 [3] では資本勘定修正説が展開されているが³⁸⁾、そこでは、資本勘定の修正と考えるべき論拠について積極的な説明が充分でないように思われる。さらに、この勘定を繰延勘定と捉える見解もあるようだが³⁹⁾、この捉え方によっては、為替換算調整勘定の繰越額について翌期に洗替えを行わねばならず、この点を指して次のような否定的意見が既に示されている。

「…調整勘定の繰越額を洗い替えて費用又は収益とすれば、子会社の当期純利益の円貨換算額が外貨額の決算日レートによる換算額とイコールでなくなってしまう⁴⁰⁾」

36) 小川哲英 [21] p. 15。

37) こうした見解を示すものとしては、宮田達郎 [13] (p. 156) が挙げられる。

38) 番場嘉一郎 [3] p. 6 を参照。

39) 例えば、新井清光 [1] pp. 282 - 283 において、その例示が見られる。

40) 番場嘉一郎 [3] p. 6。

それでは、為替換算調整勘定は、いかなる意味を有するのであろうか。このことについて、新井清光 [1] の中で示された評価勘定説に着目したい⁴¹⁾。前節において、為替換算調整勘定の示す金額は、テンポラル法（基準）における為替エクスポージャーについての為替変動差損益を分散計上したものであることが指摘された。このことは、換言すれば、各財務諸表において、CR が適用された（為替エクスポージャーと定められた）項目以外の諸項目についてそれらの為替変動差損益を認識しないための勘定と見ることができよう。このことは、[設例] を通じて次のように例証される。

〈為替換算調整勘定(B/S : 278千円, P/L : 37千円, S/S : 35千円)の意味〉

： 非貨幣項目および非流動項目について生じる為替変動差損益を認識しないための勘定

① 貸借対照表の場合

(以下、単位：千円)

1) 棚卸資産	3,000 × (AR - CR)	=	- 30
2) 長期貨幣資産	6,500 × (HR1 - CR)	=	- 130
3) 有形固定資産	11,900 × (HR1 - CR)	=	- 238
1) 長期貨幣負債	3,000 × (HR1 - CR)	=	+ 60
2) 資本金	3,000 × (HR1 - CR)	=	+ 60
			<u>-278</u>

② 損益計算書の場合

1) 売上高	7,000 × (AR - CR)	=	+ 70
1) 期首棚卸高	4,000 × (HR1 - CR)	=	- 80
2) 当期仕入高	3,000 × (AR - CR)	=	- 30
2) 期末棚卸高	3,000 × (AR - CR)	=	+ 30

41) 新井清光 [2] p. 2 を参照。

3)減価償却費 ……………	$1,100 \times (HR1 - CR)$	=	- 22
4)その他の費用 ……………	$500 \times (AR - CR)$	=	<u>- 5</u>
			<u>- 37</u>
③ 剰余金計算書の場合			
1)期首留保利益 ……………	$2,500 \times (HR1 - CR)$	=	+ 50
1)留保利益減少高 ………	$1,000 \times (HR2 - CR)$	=	<u>- 15</u>
			<u>+ 35</u>

既にⅢ節において、修正テンポラル法は、換算の本来の意味つまり個々の財務諸表項目の属性を変えることのない再測定を考慮した修正決算日レート法とも解されることを指摘してきた。上記の分析は、修正テンポラル法についてのこの捉え方を立証するものと言えよう。なぜならば、上記の分析諸結果を各項目に逆算すれば、[設例]に示した完全決算日レート法に一致するからである。それゆえ、『外貨基準』が定めたこの修正テンポラル法は、換算の本来の意味を維持しながら、かつ、換算基準に関する今日の国際的趨勢を加味した、きわめて巧妙な換算方法として積極的に評価することができるのではないだろうか。

(昭和62年11月30日脱稿)

参 考 文 献

- [1] 新井清光 (1980) 「外貨表示財務諸表項目の換算基準——とくに為替換算調整勘定について」, 『税経通信』第35巻第1号, pp. 31 - 40。
- [2] 新井清光 (1986) 『新版 財務会計論』, 中央経済社。
- [3] 番場嘉一郎 (1979) 「外貨換算会計に係る繰延項目の性質」, 『税経通信』第34巻第14号, pp. 2 - 7。
- [4] 番場嘉一郎 (1979) 「「外貨建取引等会計処理基準」の解説」, 『会計ジャーナル』第11巻第8号, pp. 65 - 71。
- [5] FASB (1975) *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*. Statement

of Financial Accounting Standards No. 8, Financial Accounting Standards Board.

- [6] FASB (1981) *Foreign Currency Translation*. Statement of Financial Accounting Standards No. 52, Financial Accounting Standards Board.
- [7] S. R. Hepworth (1956) *Reporting Foreign Operations*. Michigan Business Studies, Vol. 12, No. 5, University of Michigan, Ann Arbor.
- [8] IASC (1983) *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*. International Accounting Standard 21, International Accounting Standards Committee, London.
- [9] ICAEW (1983) *Foreign Currency Translation*. Statement of Standard Accounting Practice No. 20, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- [10] 神原 寧 (1979) 「国際通貨体制の推移と主な為替相場の変動」, 『企業会計』 第31巻第9号, pp. 87 - 93。
- [11] L. Lorensen (1972) *Reporting Foreign Operations of U. S. Companies in U. S. Dollars*. AICPA Accounting Research Study No. 12, American Institute of Certified Public Accountants, New York.
- [12] 松本康一郎 (1987) 「国際連結における外貨換算会計の在り方」, 『商学討究』 第37巻第1・2・3合併号, pp. 329 - 346。
- [13] 宮田達郎 (1984) 『外貨建取引等会計処理基準十講』, 東銀リサーチインターナショナル編, 同文館。
- [14] 中村 忠編 (1986) 『対談・会計基準を学ぶ』, 税務経理協会。
- [15] 日本公認会計士協会 東京会編 (1982) 『為替換算会計の実務〈改訂版〉』, 中央経済社。
- [16] 日本公認会計士協会 国際委員会訳 (1984) 『米国 FASB 財務会計基準書 外貨換算会計他』, 同文館。

- [17] 西川郁生 (1981) 「アメリカ進出企業の会計と税務－①」, 『経理情報』 No. 293, pp. 26 - 30.
- [18] 大迫 勝 (1979) 「外貨換算会計基準の推移」, 『企業会計』 第31巻第9号, pp. 81 - 86.
- [19] 大雄令純 (1987) 「外貨換算と財政状態 — 為替換算調整勘定の問題点」, 『企業会計』 第39巻第5号, pp. 67 - 74.
- [20] OECD (1986) *Foreign Currency Translation. Accounting Standards Harmonization No. 1*, Organization for Economic Co-Operation and Development.
- [21] 小川哲英 (1979) 「「外貨建取引等会計処理基準」について」, 『JICPA NEWS』 第269号, p. 15.
- [22] 柴 健次 (1987) 『外貨換算会計論』, 大阪府立大学経済研究第65冊, 大阪府立大学経済学部。
- [23] 白鳥庄之助 (1984) 「外貨建取引等会計処理基準の問題点」, 『会計ジャーナル』 第16巻第1号, pp. 82 - 91.
- [24] 染谷恭次郎 (1984) 『国際会計 — 新しい企業会計の領域 (増補版)』, 中央経済社。
- [25] 橘 晋介 (1982) 「「外貨建取引等会計処理基準」の検討」, 吉田 寛・隅田一豊編著『国際会計概説』 第3章, 税務経理協会。
- [26] 吉田 寛 (1984) 「為替変動と外貨会計基準」, 吉田 寛・隅田一豊編著『国際会計要説』 第1章, 税務経理協会。